

## 令和元年度中央市一般会計補正予算（第5号）

令和元年度中央市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29,269千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,011,387千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
14 国 庫 支 出 金			
	1 国 庫 負 担 金		
	2 国 庫 補 助 金		
15 県 支 出 金			
	1 県 負 担 金		
	2 県 補 助 金		
	3 委 託 金		
16 財 産 収 入			
	1 財 産 運 用 収 入		
	2 財 産 売 払 収 入		
17 寄 附 金			
	1 寄 附 金		
18 繰 入 金			
	1 基 金 繰 入 金		
	2 特 別 会 計 繰 入 金		
20 諸 収 入			
	3 雑 入		
21 市 債			
	1 市 債		
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,799,086	△33,107	1,765,979
1,212,638	△38,182	1,174,456
578,888	5,075	583,963
879,161	12,118	891,279
468,506	7,969	476,475
327,920	6,637	334,557
82,735	△2,488	80,247
30,611	54,273	84,884
30,609	211	30,820
2	54,062	54,064
120,002	168,000	288,002
120,002	168,000	288,002
846,071	△188,707	657,364
839,063	△193,795	645,268
7,008	5,088	12,096
1,090,527	△106,746	983,781
1,078,044	△106,746	971,298
2,377,668	64,900	2,442,568
2,377,668	64,900	2,442,568
16,040,656	△29,269	16,011,387

歳 出

款		項	
2 総務費			
	1 総務管理費		
	2 企画費		
3 民生費			
	1 社会福祉費		
	2 児童福祉費		
	3 生活保護費		
4 衛生費			
	1 保健衛生費		
	2 清掃費		
6 農林水産業費			
	1 農業費		
7 商工費			
	1 商工費		
8 土木費			
	2 道路橋梁費		
	4 都市計画費		
9 消防費			
	1 消防費		
10 教育費			
	2 小学校費		
	3 中学校費		
	4 社会教育費		
	5 保健体育費		
12 公債費			
	1 公債費		
13 諸支出金			
	2 基金費		
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,718,790	4,292	1,723,082
1,195,010	5,958	1,200,968
101,681	△1,666	100,015
4,700,905	△16,989	4,683,916
2,031,161	23,566	2,054,727
2,251,136	△20,555	2,230,581
346,784	△20,000	326,784
826,983	△19,709	807,274
403,991	△19,709	384,282
375,982	0	375,982
626,094	8,909	635,003
618,969	8,909	627,878
362,345	△83,098	279,247
362,345	△83,098	279,247
2,265,279	△23,244	2,242,035
366,126	0	366,126
1,811,644	△23,244	1,788,400
519,481	△2,900	516,581
519,481	△2,900	516,581
3,249,574	△3,737	3,245,837
1,964,628	0	1,964,628
127,121	0	127,121
196,369	0	196,369
843,127	△3,737	839,390
1,453,683	0	1,453,683
1,453,683	0	1,453,683
126,695	107,207	233,902
126,694	107,207	233,901
16,040,656	△29,269	16,011,387

## 第2表 継続費補正

変 更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額 (千円)	年 度	年割額 (千円)	総 額 (千円)	年 度	年割額 (千円)
10 教育費	3 中学校費	中学校語学 研 修 事 業	9,000	令和 元年度	4,500	4,950	令和 元年度	4,500
				令和 2年度	4,500		令和 2年度	450

## 第3表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額 (千円)
6 農林水産業費	1 農 業 費	土地改良施設等基盤整備事業	100,194
7 商 工 費	1 商 工 費	産業立地助成事業	28,779
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	一般道路橋梁新設改良事業	21,286
	4 都 市 計 画 費	公園管理費	24,090
		中央市道玉穂中央通り線整備事業	373,979
合 計			548,328

## 第4表 地方債補正

### 1 追加

起債の目的	限度額 (千円)	起債 の 方法	利 率	償 還 の 方 法
一般補助施設 整備等事業債	11,200	普通 貸借	5.0%以内(ただし、 利率見直し方式で 借り入れる資金につ いて、利率の見直し を行った後において は、当該見直し後の 利率)	政府資金については、その融資条件に より、銀行その他の場合には、その債権 者と協議する。 ただし、財政その他の都合により、据 置期間及び償還期間を短縮し、若しくは 、繰上償還又は低利に借換えすることが できる。
合 計	11,200			

### 2 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (千円)	起債 の 方法	利 率	償還の 方 法	限度額 (千円)	起債 の 方法	利 率	償還の 方 法
公共事業等債	95,000	普通 貸借	5.0% 以内(た だし、利 率見直 し方式 で借り 入れる 資金に ついて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該 見直し 後の利 率)	政府資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には、 その債権者 と協議する。 ただし、財 政その他の 都合により、 据置期間及 び償還期間 を短縮し、 若しくは、 繰上償還 又は低利に 借換えする ことができる。	114,000	普通 貸借	5.0% 以内(た だし、利 率見直 し方式 で借り 入れる 資金に ついて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該 見直し 後の利 率)	政府資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には、 その債権者 と協議する。 ただし、財 政その他の 都合により、 据置期間及 び償還期間 を短縮し、 若しくは、 繰上償還 又は低利に 借換えする ことができる。
合併特例事業債	1,106,800				1,096,500			
地方道路等 整備事業債	262,300				248,300			
市町村振興資金	295,000				354,000			





## 令和元年度中央市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和元年度中央市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,175千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,232,046千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
3 国 庫 支 出 金			
		1 国 庫 補 助 金	
5 財 産 収 入			
		1 財 産 運 用 収 入	
6 繰 入 金			
		1 一 般 会 計 繰 入 金	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
96	229	325
96	229	325
1	1	2
1	1	2
258,381	19,945	278,326
258,381	19,945	278,326
3,211,871	20,175	3,232,046

歲 出

款	項
6 基 金 積 立 金	1 基 金 積 立 金
歲 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
36,747	20,175	56,922
36,747	20,175	56,922
3,211,871	20,175	3,232,046



## 令和元年度中央市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和元年度中央市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,892千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ283,532千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
1 後 期 高 齡 者 医 療 保 險 料	
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 險 料
歳 入	合 計



(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
215,680	1,892	217,572
215,680	1,892	217,572
281,640	1,892	283,532

歳 出

款	項
2 後期高齢者医療広域連合納付金	
	1 後期高齢者医療広域連合納付金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
267,746	1,892	269,638
267,746	1,892	269,638
281,640	1,892	283,532



## 令和元年度中央市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和元年度中央市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,756千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,101,796千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
3 国 庫 支 出 金	
	2 国 庫 補 助 金
6 財 産 収 入	
	1 財 産 運 用 収 入
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
408,296	4,750	413,046
72,211	4,750	76,961
3	6	9
3	6	9
2,097,040	4,756	2,101,796

歳 出

款	項
2 保 險 給 付 費	
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費
3 地 域 支 援 事 業 費	
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費
	3 包 括 的 支 援 等 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費
6 基 金 積 立 金	
	1 基 金 積 立 金
歳 出	合 計



(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,921,821	0	1,921,821
1,756,256	△3,000	1,753,256
97,000	3,000	100,000
82,614	0	82,614
27,185	0	27,185
14,855	0	14,855
40,556	0	40,556
26,814	4,756	31,570
26,814	4,756	31,570
2,097,040	4,756	2,101,796



## 令和元年度中央市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度中央市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35,072千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,214,529千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
2 使 用 料 及 び 手 数 料	
	1 使 用 料
4 繰 入 金	
	1 一 般 会 計 繰 入 金
5 繰 越 金	
	1 繰 越 金
6 諸 収 入	
	1 雑 入
7 市 債	
	1 市 債
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
255,550	△22,500	233,050
255,000	△22,500	232,500
452,780	△47,334	405,446
452,780	△47,334	405,446
6,661	36,402	43,063
6,661	36,402	43,063
10	33,660	33,670
10	33,660	33,670
450,500	△35,300	415,200
450,500	△35,300	415,200
1,249,601	△35,072	1,214,529

歳 出

款		項	
1 総	務 費		
		1 総	務 管 理 費
2 事	業 費		
		1 公	共 下 水 道 費
		2 流	域 下 水 道 費
3 公	債 費		
		1 公	債 費
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
242,429	△38,161	204,268
242,429	△38,161	204,268
350,151	5,089	355,240
328,298	5,089	333,387
21,853	0	21,853
655,021	△2,000	653,021
655,021	△2,000	653,021
1,249,601	△35,072	1,214,529

## 第2表 地方債補正

### 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (千円)	起債 の 方法	利 率	償還の 方 法	限度額 (千円)	起債 の 方法	利 率	償還の 方 法
公 共 下 水 道 整 備 事 業 債	196,900	普通 貸借	5.0%以 内(ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、当 該見直し 後の利率)	政府資金に ついては、その 融資条件によ り、銀行その他 の場合には、そ の債権者と協 議する。 ただし、財政 その他の都合 により、据置期 間及び償還期 間を短縮し、若 しくは、繰上償 還又は低利に 借換えするこ とができる。	164,800	普通 貸借	5.0%以 内(ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、当 該見直し 後の利率)	政府資金に ついては、その 融資条件によ り、銀行その他 の場合には、そ の債権者と協 議する。 ただし、財政 その他の都合 により、据置期 間及び償還期 間を短縮し、若 しくは、繰上償 還又は低利に 借換えするこ とができる。
流 域 下 水 道 整 備 事 業 債	18,700		15,500					